

緑と風がこころをつつむ

# 大阪北摂霊園

墓所使用者募集のご案内

財団法人大阪府タウン管理財団

## 大阪北摂霊園の概要

当霊園は、大阪府下の北摂地域にあり、明治の森・箕面国定公園に接する美しい自然の山林に囲まれた静寂な丘陵地に開発された墓域です。

名 称	大阪北摂霊園（昭和 48 年 11 月開園）		
経営主体	財団法人大阪府タウン管理財団		
所在地	大阪府豊能郡豊能町高山、箕面市大字粟生間谷、及び茨木市大字泉原にまたがる地域		
規 模	総 面 積	983,497 m <sup>2</sup>	
	墓地経営面積	983,497 m <sup>2</sup>	
	墓 所 面 積	121,000 m <sup>2</sup> (計画区画数 約 25,000 区画)	

### 墓所の種類

芝生墓所(写真は 1 区 2 番)

- ・緑の芝生に洋風の墓碑が並んでいます。



一般墓所(写真は 1 区 4 番)

- ・平坦な地に墓碑が並んでいます。



階段墓所(写真は 8 区 4 番)

- ・丘陵斜面をひな段状に墓碑が並んでいます。



## 主な施設

### ・霊園事務所

墓所申込の受付、霊園のご案内、埋蔵改葬の届出、各種申請手続き等、霊園使用に関するご相談を承っています。

墓碑建立、法要、墓参代行などのご相談は、(財)大阪北摂霊園協会の墓碑相談カウンターで受け付けております。

072(739)0195・2195



(霊園事務所)

### ・中央休憩所

霊園中央のモニュメントの近くにあり、冷暖房完備。併設の売店では、供花・線香・ローソク、供用物、飲み物を販売しております。

### ・その他

(各区内バス停留所、休憩所、あずまや、など)



(6区バス停・休憩所)



(中央休憩所)



(5区バス停・休憩所)

年末年始も開園しご自由にお参りしていただけますが、窓口業務(霊園事務所を含む。)は休みとなります。

開園時間は、午前9時から午後5時までです。

宗教は問いません。

申込みできる方

現在及び将来にわたり祭祀を主宰される方。  
但し、申込み墓所数は1世帯につき1墓所とします。  
(すでに当霊園を使用されている方はお申込みできません。)  
大阪府民以外の方もお申し込みいただけます。

## 募集のご案内

- 募集方法 先着順に申込みを受付し、使用場所を決定いたします。  
お申込みの方には、使用許可申請書及び使用料等納入通知書をお渡しいたしますので、申請期間内に手続きを完了してください。
- 受付場所
- ・大阪北摂霊園事務所  
(土日祝も営業。ただし年末年始を除きます。)
  - ・(財)大阪府タウン管理財団 千里事業本部 北摂霊園お客様室  
(土日祝及び年末年始を除きます。)

## 使用許可申請手続きのご案内

- 使用料等の納入 使用料及び管理料等の「払込用紙」にて、必ず納入期限までに指定金融機関へ一括納入してください。  
郵便局にて払い込みいただいた場合は、払込手数料はかかりません。  
銀行にてお振り込みの場合は、振込手数料がかかります。
- 申請の期間
- (1) 受付期間 お申込み日から 10 日以内
  - (2) 受付時間 午前 9 時から午後 4 時まで
  - (3) 受付場所
    - ・大阪北摂霊園事務所  
(土日祝も営業。ただし年末年始を除きます。)
    - ・大阪府タウン管理財団 千里事業本部  
北摂霊園お客様室  
(土日祝及び年末年始を除きます。)
- 必要書類
- (1) 使用許可申請書(印鑑登録証明書の印鑑を押印願います。)
  - (2) 申込者の本籍地記載の住民票  
又は外国人登録済証明書 1 通(3 ヶ月以内のもの。)
  - (3) 申込者の印鑑登録証明書 1 通(3 ヶ月以内のもの。)
  - (4) 払込金受領証
  - (5) 使用申込書(控)
  - (6) 印鑑(認印)
- 使用許可証の発行 申請期間中に必要書類をご持参のうえ、申請手続きをしてください。  
墓所の使用を許可したことの証として「大阪北摂霊園使用許可証」を発行いたします。なお、期間内に申請等、ご連絡がない場合はお電話で確認させていただくこともございますのでご了解ください。

## 大阪北摂霊園使用上のきまり【大阪北摂霊園使用規程の要旨】

霊園の維持管理上、墓所使用についての条件や制限を定めておりますので、ご承知ください。

### 使用の制限

霊園の諸施設は、祭祀、工事等のため許可を受けて臨時に使用する場合のほか、その本来の目的以外には使用できません。

### 埋蔵物の制限

墓所には、焼骨及びこれに準ずるもの以外は埋蔵することができません。  
(犬等動物は埋蔵できません。)

### 使用場所の制限

墓所の使用は1世帯につき1墓所です。

### 使用許可証

- (1) 墓所の使用を許可したことの証として「大阪北摂霊園使用許可証」を交付いたします。
- (2) 「大阪北摂霊園使用許可証」は、承継等の手続きをはじめ、墓碑の建立、遺骨の埋蔵などの諸手続きに必要な証書です。大切に保管してください。

### 永代使用料

永代使用料は、墓所を永代に使用していただくために納付していただくものです。

### 管理料

- (1) 管理料とは、霊園全体の清掃、園路その他、施設の補修維持管理に要する費用に充てるものです。  
したがって、個々の墓所内の維持管理に要する費用ではありません。  
なお、管理料の額は、物価の変動等諸般の事由により改正することがあります。
- (2) 管理料には、短期管理料(5年前納)と長期管理料(20年前納)の2種類があり、使用申込み時にどちらかを選択していただきます。
- (3) 2回目以降の管理料は、更新の1ヵ月前にご請求させていただきます。  
その際の管理料については、その更新日に適用されている額となります。

## 墓碑(巻石)

使用者は、使用場所の区画を明らかにするため、許可を受けた日から3年以内に墓碑(巻石)等を設置していただきます。(芝生墓所を除く。)

## 使用許可の取消

使用者が次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 許可を受けた日から3年以内に墓碑等(巻石)の設備工事を施工しないとき。
- (3) 2年間管理料を納めないとき。
- (4) 使用者が使用権を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
- (5) その他法令又は「大阪北摂霊園使用規程」に違反したとき。

## 使用権の消滅

使用者が次のいずれかに該当するときは、使用権は消滅します。

- (1) 使用者が死亡した日から起算し、5年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。
- (2) 使用者が住所不明となり、7年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。

## 使用権の承継

使用者が死亡したときは、次に祭祀を主宰する者が承認を受けて、承継していただきます。

## 墓所の返還

- (1) 使用墓所が不用になったときは、原状に復した上で返還していただきます。
- (2) 使用墓所を返還された場合、次のとおり既納の使用料を還付します。  
未使用(石碑、墓標、礼拝施設を設けてない場合)・・・使用料の2/3の額  
既使用・・・使用料の1/3の額
- (3) 管理料は既納の管理料のうち未経過の期間(ただし、経過期間が1年未満は1年とします)分を還付します。

## 墓碑等を設置する場合の設備制限

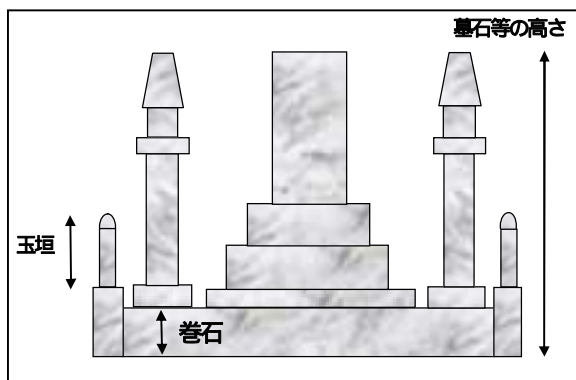
- (1) 墓石、巻石等を設置する場合、次ページのとおり設備制限を設けています。
- (2) 墓石、巻石等を設置される場合、施工1週間前に必ず霊園事務所へ届け出て承認を受けてください。

## 墓碑等を設置する場合の設備制限

種 別 区 分		一般墓所・階段墓所					芝生墓所		
		3 m <sup>2</sup> 以内	4 m <sup>2</sup> 以内	6 m <sup>2</sup> 以内	12 m <sup>2</sup> 以内	30 m <sup>2</sup> 以内	4 m <sup>2</sup> 以内	6 m <sup>2</sup> 以内	12 m <sup>2</sup> 以内
墓石及び これに類 する設備	高さ	1.70m 以内	1.70m 以内	2.00m 以内	2.50m 以内	3.00m 以内	0.70m 以内	0.80m 以内	0.80m 以内
	幅						0.60m 以内	1.10m 以内	1.10m 以内
	奥行						0.45m 以内 (墓石のみ)	0.90m 以内	0.90m 以内
地上に おける 墓石	面積 建ぺい率	25% 以内	20% 以内	20% 以内	20% 以内	20% 以内			
	境界と の距離	0.20m 以上	0.30m 以上	0.30m 以上	0.30m 以上	0.30m 以上			
盛土・巻石の高さ		0.25m 以内	0.25m 以内	0.30m 以内	0.45m 以内	0.60m 以内			
玉 垣		0.45m 以内	0.45m 以内	0.45m 以内	0.45m 以内	0.45m 以内			
植栽の高さ (生垣を含む)		1.50m以内 高さは常に定められた範囲内に整形できる樹種を選び、 隣地又は通路に支障をきたさないようにして下さい。							

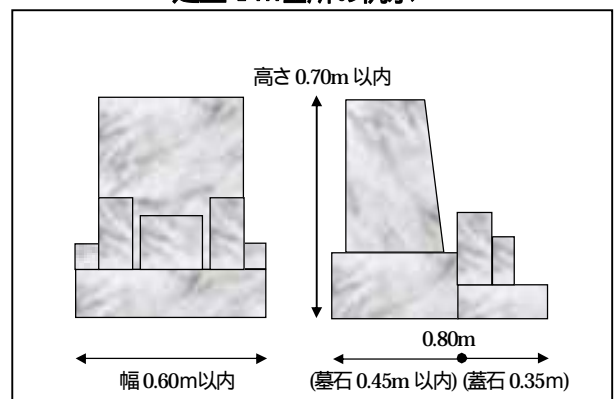
- (注) 1.巻石を設置する場合は、境界から1cm以上間隔をあけてください。  
 2.石碑を建立する場合は、使用許可を受けた使用者の氏名を必ず墓石に刻字してください。

一般・階段墓所の例示



建ぺい率の基準を設けていますので、  
事前にご相談ください。

芝生 4 m<sup>2</sup>墓所の例示



芝生 6 m<sup>2</sup>墓所については、霊園事務所へ  
お問い合わせください。

### 【墓碑等の施工業者について】

当霊園では、墓碑等を建てる業者について「登録制度」を採用しています。  
 使用者が墓碑等を建立される場合は、原則として登録を受けた施工業者(大阪府下に本支店のある約200社)  
 の中から選んでください。なお、墓碑建立等については財団法人大阪北摂霊園協力会墓碑相談カウンター  
 072(739)2195 へお気軽にお問い合わせください。